

愛知県がんセンター臨床倫理指針

1. 職員は愛知県がんセンターの基本理念、基本方針及び患者さんの権利を尊重し、公平かつ公正な医療を提供する。

[倫理に関する基本理念と基本方針]

- 1) 患者さんの権利と尊厳を守る医療を実践する。
- 2) 根拠に基づいた良質で安全な医療を提供する。
- 3) 情報を開示し、医療の透明性と信頼性を保つ。

[倫理に関する患者さんの権利]

- 1) 患者さんの意思決定に必要なすべての情報を提供する。
- 2) 患者さんの個人情報と保護し、守秘義務を遵守する。

2. 職員は臨床倫理に関する諸指針を遵守する。

院内指針

[愛知県がんセンター 人生の最終段階における医療・ケアの臨床倫理指針（平成19年12月制定、平成26年7月改訂、令和元年11月24日第2版）]

[愛知県がんセンターにおける治療抵抗性の苦痛と鎮静に関する基本的な考え方の手引き（令和元年11月28日制定）]

[宗教的輸血拒否を含む輸血を拒否する患者への治療方針について（平成13年5月制定、令和元年5月21日改訂）]

[患者さんの行動制限（身体抑制）に関するマニュアル（平成15年7月制定、令和元年11月18日改訂）]

院外指針等

[医師の職業倫理指針（日本医師会 平成16年2月制定、平成20年6月改正）]

[看護者の倫理綱領（日本看護協会 平成15年制定）]

3. 職員は自らの責任と義務を自覚し、人格の向上に努める。

4. 職員は各職種専門性を尊重し、チーム医療の実践に努める。

5. 職員は臨床倫理の確立に向けて関係者間で話し合う機会を持ち、倫理的課題には臨床倫理委員会における審議結果に基づいた医療を提供する。

臨床倫理検討委員会

平成28年7月5日 改訂

令和元年12月26日 改訂

臨床倫理委員会

令和6年4月1日 改訂（名称変更）